

近畿弁護士会連合会

理事長 道上 明

日本CSR普及協会近畿支部

支部長 小原 正敏

日本CSR普及協会近畿支部 令和2年度セミナー
不当表示規制に対する近時の動向
 ～打消し表示の利用上の留意点を中心に～

平成26年にメニュー偽装表示の問題を契機とした景品表示法の改正によって、不当表示に対する課徴金制度が導入されました。その後、自動車の燃費表示の偽装や、電子タバコのキャンペーン期間の表示に関する違反事例では、企業に数億円の課徴金納付命令がなされている事例も出ており、不当表示に関するリスクマネジメントは企業にとって引き続き重要な問題です。

景品表示法の違反事例の取締りを行っている消費者庁は、近年、打消し表示（広告などにおける訴求内容の例外事項、適用範囲の限定、付加的条件、前提事実等を記載した補足説明）について、実態調査報告書を作成して、打消し表示のあり方について考え方を示しており、たとえ打消し表示をしても一般消費者の誤解を解消することにならない場合があることを指摘しています。また、実際の違反事例においても、打消し表示が見えにくい表示方法になっていたり、理解しにくい内容になっていたりするなど一般消費者の誤った認識を修正する役割を果たせていないという認定をしている行政処分の事例も増えています。

今回のセミナーでは、上記のような動向を踏まえて、打消し表示に関する消費者庁の見解も踏まえて、適切な表示のあり方について、消費者庁において任期付き公務員として景品表示法の改正作業に従事され、景品表示法の実務に精通した講師からご講演をいただく予定です。

その上で、ご参加の皆さまからのご質問事項に対して質疑応答及びパネルディスカッションを行いたいと思います。今回は、ZOOMでのオンライン開催を予定しておりますので、ご質問事項についても事前に事務局にお送りいただければスムーズに進行可能かと考えております。

ご参加の方は、**令2年11月9日（月）までに裏面の申込書によりお申込み下さい。**是非とも多数のご参加をお願い申し上げます。

記

日 時	令和2年11月16日（月）午後3時～5時
場 所	ZOOMによるオンライン開催
テーマ ・講師	不当表示規制に対する近時の動向～打消し表示の利用上の留意点を中心に～ 1 消費者庁の実態調査報告書を踏まえた打消し表示の留意点 染谷 隆明 氏（弁護士、池田・染谷法律事務所） 2 質疑応答・ディスカッション 染谷 隆明 氏 藪内 俊輔 氏（弁護士、弁護士法人北浜法律事務所）【司会】
参加費	無料
対 象	近畿弁護士会連合会構成の単位弁護士会所属弁護士、関西経済連合会会員企業
共催・後援	近畿弁護士会連合会（共催）、関西経済連合会（後援）

日本CSR普及協会近畿支部

令和2年度 第1回 セミナー 申込書

セミナー「不当表示規制に対する近時の動向～打消し表示の利用上の留意点を中心に～」

令和2年11月16日（月）午後3時～5時：ZOOM

概要については表面記載の通り

-
- ◎11月9日（月）までに近畿支部事務局（FAX06-6364-6243）
へお申し込み下さい。
近畿支部HP（<http://www.jcsr-kinki.jp/>）からも申し込みできます。

事務所名： _____

申込者氏名 _____ (登録番号)

電話： _____ FAX： _____

Email（参加方法のご案内のため必須）： _____

＜質疑応答で講師に質問したいこと等ございましたら、以下にご記入ください。＞
*なお、時間の制約等のため全てのご質問にご対応できない可能性もありますが、
当日の質疑応答での採否につきましては、担当者にご一任ください。

〈日本CSR普及協会近畿支部〉

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館5階

中本総合法律事務所内 TEL 06-6364-6241 FAX 06-6364-6243

当近畿支部は、近畿弁護士会連合会の弁護士と企業会員によって構成され、企業と弁護士の交流、並びに企業の健全な発展のための支援活動をおこなっています。

詳しくは、近畿支部HP（<http://www.jcsr-kinki.jp/>）ご高覧ください。